

次期介護保険制度改正 ケアプラン有料化は見送り

次期介護保険制度改正で居宅介護支援費の利用者負担導入は見送られることとなりました。12月16日の社会保障審議会介護保険部会で「引き続き検討を行うことが適当」とする事務局案が示されました。同様に「要介護1・2の生活援助等の総合事業移行」「利用者負担割合の見直し」なども2021年度の実施は見送られることになりました。今年2月から開催されてきた介護保険部会では、給付や負担に関わる8項目について検討がされてきました。いずれも賛否両論がありましたが、次期改正では8項目中6項目を「見送り」としました。

今回見直されるのは、「補足給付」と「高額介護サービス費」です。

補足給付では、施設での食費への給付が一部で見直されます。まず、現行の所得段階「第3段階(世帯全員が市町村民税非課税かつ年金収入等80万円超)」を、①「年金収入等80万円超120万円以下」②「同120万円超」に区分します。施設入所で比較的収入が多い②の場合、食費の自己負担限度額を月2万円から月4.2万円へ引き上げます。①の負担限度額は月2万円が変わりません。

ショートステイの食費(1日)は、第2段階で現行390円を600円へ、第3段階①で650円を1,000円へ、第3段階②で650円を1,300円へとそれぞれ引き上げます。

併せて15年度に導入された資産要件のラインも見直します。現行では単身世帯で1,000万円を超える預貯金等を保有していなければ補足給付の対象になっていますが、今後、第2段階は「650万円以下」、第3段階①「550万円以下」、第3段階②「500万円以下」と所得段階に応じた基準が引かれて、厳格化されることとなります。

高額介護サービス費は高所得者の負担上限額を引き上げます。「現役並み所得相当(年収383万円以上)」の世帯上限月額4万4,400円を細分化し、年収1,160万円以上は14万100円、770万~1,160万円は9万3,000円までの負担を求めることになりました。

「給付と負担」次期改正での対応

見送り

- ・被保険者・受給者範囲の拡大
- ・老健、介護療養病床、介護医療院の多床室料負担導入
- ・居宅介護支援費への利用者負担導入
- ・要介護1・2の生活援助等の総合事業移行
- ・「現役並み所得」「一定以上所得」の基準引き上げ
- ・現金給付

見直し

- ・補足給付(第3段階を二つに分け、負担限度額引き上げなど)
- ・高額介護サービス費(高所得者の負担限度額を引き上げ)

会計検査院が介護報酬支払調査 5,003件で過大支払い 総額3,800万円超

会計検査院はこのほど、介護報酬算定が適正に行われているかをみるため、18都道府県および20市で、介護給付費請求書から64事業者に対する介護給付費の支払いについて会計実地検査を行いました。

その結果、2県および5市にある9事業者に対して10道県の27市町等が行った2012年~17年の介護給付費の支払いが計5,003件、3,805万5,439円過大となっていて、これに対する国の負担額1,144万2,414円は負担の必要がなかったもので、不当と認められる——としました。

訪問介護では、同一建物居住者にサービス提供を行う場合、所定単位数の90%に減算することが求められますが、4事業者は減算していませんでした。そのため1,219件の請求に対して11市町が支払った給付費が計2,127万2,113円過大となっていて、これに対する国の負担額654万8,406円は負担の必要がなかった——としました。

これらを含めたのべ2,453件の請求に対して8市町が支払った介護給付費が、計1,267万8,446円過大となっていて、これに対する国の負担額385万5,006円は負担の必要がなかったと指摘しました。